

日本通運株式会社法廢止に関する法律案要綱  
日本通運株式会社の特殊公社的性格を拂拭いて同社を通常の商事  
会社として小運送業の自由且つ公正な競争を促進して公共の  
福祉を増進すること。

日本通運株式会社法を廃止すること。  
日本通運株式会社法廃止に関する法律施行後日本通運株式会社  
は株主総会決議により日本通運株式会社（新会社）とすることとする。  
日本通運株式会社は新会社とすることとする。  
旧会社は合併に因つて消滅した法人と又新会社は合併に因つて設立へ去  
人とみなすこと。

六 現在日本國有鉄道が所持する日本通運株式会社の株式は当令の同社を保有を認めること。

日本通運株式会社法廢止に關する法律案要綱

日本通運株式会社の特殊公社的性格を拂拭<sup>スル</sup>て、同社を通常の商事會社として、小運送業の自由<sup>スル</sup>公正な競争を促進<sup>スル</sup>て、公共の福祉を増進<sup>スル</sup>之。

一、日本通運株式会社法を廃止すること。  
二、日本通運株式会社が廃止に因ずる法律施行後、日本通運株式会社は、同会社は株主総会決議<sup>スル</sup>て日本通運株式会社（新会社）となることとする。  
三、日本通運株式会社は合併<sup>スル</sup>て消滅した法人と又新会社は合併に因つて設立<sup>スル</sup>法人とみなすこと。

四、日本通運株式会社の株券及び社債券は、これを夫々新会社の株券及び社債券とみなす。

# 日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法廃止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日以後、日本通運株式会社を廃止する。

(日本通運株式会社の性格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社といふ)は、この法律施行の日以後、通運事業法施行の日以前における商法第百四十二条の規定による株主総会の決議によつて、日本通運株式会社法による日本通運株式会社(以下新会社といふ)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社は、これを合併に因つて消滅した法人と又新会社は、これを合併に因つて設立した法人とみなす。

## (登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記はこれを新会社へ登記とみなす。

(株券及び社債券)

第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は新会社の株券と又旧会社の社債券は新会社の社債券とみなす。

## 第一條 この法律は公布の日から施行する。

第二條 経済関係罰則、整備=関スル法律(昭和十九年法律第

四号)の一部を次のよう改める。

別表乙号中六「日本通運株式会社」を削除する。

第三條 この法律施行の際現に日本国有鉄道が保有する旧会社の株式は、この法律施行の日以後に本部も、右不當分の間にこれを保有することができる。

日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法の廢止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第46号)は、通運事業法施行の日より廢止する。

(日本通運株式会社の性格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社といふ。)は、この法律施行の日以後、通運事業法施行の日以前における商法第二百四十二条の規定による株主総会の決議によりて、日本通運株式会社法に不然な日本通運株式会社(以下新会社といふ。)となることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社は、これを合併に因つて消滅した法人と又新会社は、これを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記は、これを新会社の登記とみなす。

(株券及び社債券)

第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は新会社の株券と、又旧会社の社債券は新会社の社債券とみなす。

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済関係罰則、整備=関スル法律(昭和十九年法律第

四号)の一部を次のように改める。

別表乙号中六「日本通運株式会社」を削除する。

附則

## 通運半業法案要綱

監輸省

目的 小運事業の民主化を図り、且つ、事業の健全、発達と公共の福祉を増進するべく。

要目

一、免許基準を設け、通運事業を免許するときは待合の欠格係員に抵触しない限り当該基準に下つて免許を行ふこと。

二、契約の定型化をためた通運約款（通運義務、物品の種類及び性質の支検、引渡不徴の物品の競賣並びに業務及び会計の開する規定と是れ、事業の公正な運営を図る）。

三、通運事業者（集貨配達のためによる貨物自動車運送事業経営手続を簡易化するとともに道路運送事業者に対する通運事業における集貨配達を解放すること）。

四、通運事業の社債擔保者の売取特権に関する規定を設け、事業運営資金調達の困済化を図ること。

五、通運事業者が取引から生ずる債権債務の決算に関する事業を認可事業とするべく、これに必要な規定を設け、この事業の公正な運営を図ること。

六、通運事業法

日本通運株式会社法廃止に関する法律案要綱  
日本通運株式会社の特殊会社の性格を拂拭一掃して同社を通常の商事会社として、小運送業の自由化公正競争を促進して公共の福祉を増進する。

日本通運株式会社法を廃止すること。  
日本通運株式会社は既廢止大開する法律施行後日本通運株式会社は車運輸株式会社の本業を停止日本通運株式会社法によりない旨会社は株主総会決議にて日本通運株式会社と改名することとする。  
日本通運株式会社（新会社）となることができないこととする。  
田会（田舎会）は合併に因つて消滅した法人と又新会社は合併に因つて設立した法人とみなすこと。  
田会社の登記は新会社の登記と併行する。  
田会社の株券及び社債券は、新会社の株券及び社債券とみなすこと。

六 現在日本国有鉄道が所有する日本通運株式会社の株式は当分の間も出庫有り認めること。

日本通運株式会社法廃止に関する法律案要綱  
日本通運株式会社の特殊会社の性格を拂拭して同社を通常の同  
半会社として小蓮送業の自由公正な競争を促進して公共の利  
益社を増進する。

日本通運株式会社法を廃止すること。  
日本通運株式会社は既に廃止に関する法律施行後日本通運株式会社  
は株主総会決議によって日本通運株式会社法によらない  
日本通運株式会社(新会社)となることができることとする。  
田会社は今年度に因つて消滅した法人と又新会社は合併に因つて設立した  
人とみなすこと。  
田会社の登記は新会社の登記とみなすこと。  
田会社の株券及び社債券は、何れも新会社の株券及び社債券とみなすこと。

日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法の廢止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日より廢止する。

(日本通運株式会社の性格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社といふ。)は、この法律施行の日以後、通運事業法施行の日以前において商法第百四十三條の規定による株主総会の決議によつて、日本通運株式会社法によらず、日本通運株式会社(以下新会社といふ。)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社は、新会社に因つて消滅し、法人と又新会社は、これを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記は、これを新会社の登記とみなす。

(株券及び社債券)

第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は、新会社の株券と、旧会社の社債券は、新会社の社債券とみなす。

附

則

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済關係罰則、整備、商法(昭和十九年法律第

四号)一部を次のように改める。

別表乙号中第六「日本通運株式会社」を削除する。

第三條 この法律施行の際現に日本国有鉄道が保有する旧会社の株式は、この法律施行の日以後におけるもなお当分の間、これを保有することとする。

## 日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法の廢止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日より廢止する。

(日本通運株式会社の性格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社といふ。)は、この法律施行の日以後、通運事業法施行の日以前において同法第二条の規定による株主総会の決議によつて、日本通運株式会社法によらない日本通運株式会社(以下新会社といふ。)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社は、新を合併に因つて消滅した法人と又新会社は、これを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が(株券及び社債券)

一切の登記は、これを新会社の登記とみなし、

第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は新会社の株券とし、旧会社の社債券は新会社の社債券とみなし。

附

則

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済関係罰則、整備二関スル法律(昭和十九年法律第

<sup>四号</sup>一部を次のように改めた。

別表乙号中六「日本通運株式会社」と削除する。

# 通運事業法案

(一四九一〇)

自動車局業務部  
小運送課

通運事業法目次

第一章 通運事業法

第二章 通運事業法

第三章 通運事業法

第四章 通運事業法

第五章 通運事業法

附則

罰則

監理則

通運計算事業

第一章 概則

第一章 概則

第一章 概則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通運に関する秩序の確立及び通運事業の健全な発達並びに鉄道又は航  
道の物品運送の効率の向上を図り、もつて通運における公共の福祉を確保することを目的  
とする。

### (定義)

第二條 この法律で、通運事業とは、營利を目的とするとしているものとしないものを問わず、他人の常用に  
応じて十る左に掲げる事業をいう。

- 一、自己の名をもつてする鉄道の軌道を含む。以下同じ。による物品運送の物品の託送若しくは  
受取の取次
- 二、他人の名をもつて、又はその代理人としてする鉄道による物品運送の物品の託送若しくは  
くは受取
- 三、鉄道による物品運送の物品の陸上における集貯若しくは配達
- 四、鉄道による物品運送の陸上における物品の鉄道の車両との積込若しくは取卸
- 五、鉄道を利用して十る物品の運送

第三條 この法律で、通運計算事業とは、營利を目的とするとしているものとしないものを問わず、通運事業

内

者に備用に応じ、通運事業者相互間の通運取引から生ずる債権債務の決済を十る事業をい  
う。

### 第二章 通 運 事 業

#### (免許)

第四條 通運事業を經營しようとする者は人、法人又は法人格を持たない団体の何れである  
かを問わず、命令の炭めるところにより、事業計画を定め、運輸大臣の免許を受けなければ  
けならぬ。

第五條 左の各号の一に該当する者は、通運事業經營の免許を受けることができない。

- 一、事業を經營しようとすると者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者でその執行  
が終り、又は執行を受けることがなくなりた日から二年未経過しないものであるとき。
- 二、事業を經營しようとすると者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を  
経過しないものであるとき。
- 三、事業を經營しようとすると者が破産の宣告を受け継続を得ないものであるとき。
- 四、事業を經營しようとすると者が法人である場合において、その法人の役員に前三号の一

に掲げる理由があるにギ

(免許基準)

第六條 通輸大臣は、通運事業の免許に關し妥当な基準を定め、これを公示しなければならぬ。

2 通輸大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、当該事業の經營に因り公共の福祉に及ぼす結果を生ずるような競争へのさおニシテ、又は鉄道施設の効率的利用を妨げる虞のちろとさを除いては、事業の免許をしなければならない。

(事業の譲渡・合併・解散)

第七條 通運事業の譲渡は、通輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通運事業を經營する会社の合併又は解散に関する株主総会若しくは社員総会の決議若しくは該社自の同意は、通輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通運事業を經營する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

(相続)

第八條 相続人が被相続人の通運事業を承継したときは、相続人は通運事業の免許を受けたものとみなす。この場合においては、相続人は、遅滞なくその旨を通輸大臣に届出なければならない。

(名義の利用及び事業の貸借)

第九條 通運事業者の名義は、通運事業を經營するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

2 通運事業は二物を貸借してはならない。

(事業管理)

第十條 通運事業の管理の委託及び受託については、通輸大臣の許可を経なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第十一條 通運事業者は、通輸大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画の変更)

第十二條 通運事業者は、事業計画を変更しようとするとときは、命令の定めどころにより

運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(自動車新規使用)

第十三條 通運事業者は、通運事業のために新たに自動車を使用しようとすることは、命令に定めるところにより、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四條 通運事業者又は、左の各号の一に該当するときは、運輸大臣は、通運事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一、この法律、この法律に基く命令若しくは处分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二、許可又は認可を受けた事項を故意に実施しないとき。

三、前二号の場合を除いて、公共の福祉に反する行為をしたとき。

四、事業經營が不確実なため又は資産状態が悪く不良なため事業を継続するに適しないとき。

(道路運送事業者の特別)

二  
内

第十五條 昭和二十二年法律第二百九十一号第十條に規定する貨物自動車運送事業經營の免許を有する者及び同第三十三條に規定する貨物運送事業經營の届出をした者で命令の定めるところにより、運輸大臣に届出をしたときは、第二條第三号の事業の經營について第四條の免許を受けたものとみなす。

(免許の失効)

第十六條 左の場合には、通運事業の免許の全部又は一部は、その効力を失う。

- 一、事業計画に記載した取扱駆がその営業を廃止したとき。
- 二、荷主を既定した事業經營の免許を受けた場合であつてそり荷主が消滅したとき。
- 三、取扱物の種類を変更した事業經營の免許を受けた場合であつて事業計画に記載した取扱駆がその物の取扱を廢止したとき。
- 四、事業經營の免許に事業開始の期間を附した場合であつてその期間内に事業を開始しないとき。
- 五、事業の廃止の許可を受けたとき。

(社債権者の先取財權)

七

第十七條 通運事業を經營する会社の社債権者は、その会社の財産につき他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特权の順位は、民法上的一般の先取特权に次ぐ。

#### (八) 通運義務

第十八條 通運事業者は、左の場合を除いては、通運を拒絶してはならない。

- 一 委託者が通運に關する規定を遵守しないとき。
- 二 当該通運に關し委託者が特別の商規を求める状況などき。
- 三 当該通運が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 四 天災その他のやむを得ない事由に因る通運上の支障があるとき。
- 五 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当の事由のあるとき。

#### (九) 通運順序

第十九條 通運事業者は、通運の申込を受けた順序により、物品を運送機関に託送しなければならぬ。但し、正当な事由があるときは、この限りではない。

#### (十) 物品の種類及公性質の確認

第二十条 通運事業者は、物品の種類及公性質を明告する一事を委託者に求めることができ

#### (十一) 外

る。若しその告げたことにつき疑がかるときは、委託者の立合の上で、これと異論することができ。

2 前項の規定により点検を受けた場合において、物品の種類及公性質が委託者の明告したところと異なることが判明したときは、通運事業者は、点検に関する費用を負担し、且つこれがため生じた損害の賠償をしなければならない。

#### (十二) 運賃及公料金

第二十一条 通運事業者の運賃及公料金については、命令の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これは変更しようとすると、と同様とする。

2 通運約款においては、少くとも運賃、料金その他の通運條件及び通運に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならぬ。  
(運賃 料金及び通運約款の公示)

一〇

第二十三條、運賃、料金及公通運約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならぬ。

(通運に関する協定)

第二十四條、宣運事業者は、他の通運事業者又は運送事業者と共同經營に関する契約その他の通運に関する協定をし、又はこれを変更するには運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(引渡不能の物品の専託)

第二十五條、通運事業者の責に帰すべき事由に因り物品の引渡しをすることができないときは、通運事業者は、貨主の費用を以て、これを倉庫業者に専託することができる。

2 通運事業者は、前項の規定により物品を専託したときは、運送なくその旨を貨主に通知しなければならない。

3 通運事業者は、第一項の規定により物品を専託した場合において倉庫証券を貰らせたときは、その証券の交付を以て物品の引渡しに代えることができる。

4 通運事業者は、第一項の費用の弁済を経けるまで、倉庫証券を留保することができる。

(引渡不能の物品の競売)

内

第二十六條、委託者及び物品の引渡しを受くべき者が知れぬ場合には、通運事業者は、命令の定めるところにより公告をした後三箇月以内にその権利者を知らしきがでござり、とさに限り、その物品を競売することができる。但し、権限し易い物品は、公告をした後三ヶ月以内でと、これを競売することができる。

2 物品の引渡しを受くべき者が物品の受取を拒み、又はこれを受り取ることしかできないときは、通運事業者は、相当の期間を定めて物品の受取を催告し、その期間経過後に委託者に対する催告をした後その物品を競売することができる。但し、権限し易い物品は、催告しないでも、これを競売することができる。

3 通運事業者は、前項の規定により競売をしたときは、運送なく委託者又は物品の引渡しを受くべき者にその旨の通知を發しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による競売の売得金は、これを供託しなければならぬ。但し、その全部又はその一部を運賃、料金、立替金又は保管、公告、催告若しくは競売に要した費用に充当することができる。

(収益及び会計)

一一

第二十七條 通運事業における物品の受取、引渡及の保管、施設の整備その他業務に關し必要な事項並びに経理の合理化、帳簿書類の整理保存その他の会計に関する仕事等は、命令でこれを行ひる。

#### (通運に関する命令)

第二十八條 通輸大臣は、物品の運送を確保するため必要があるときは、通運事業者に對し、物品及び條件を定めてそれを通運を命じ、又は物品を定めてそれを通運を制限し、若しくは禁止することができる。

2 通輸大臣は、物品の運送を確保するため必要があるときは、通運事業者に對し、通運の順序を定めて、これによるべきことを命ずることがである。

#### (事業改善の命令)

第二十九條 通輸大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは通運事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画、運賃、料金その他の通運條件又は通運約款を変更すること。
- 二 他方通運事業者又は運送事業者との設備の共用、共同經營又は通運に関する協定をすること
- 三 通運に関する諸種責任につき保険に附すること。

#### 四 前各項に掲げるもとを除いて、事業の改善をすること。

2 前項第ニ号の場合において、その実施方法又は各事業者が收得し若しくは負担すべき金額につき協議が調わないときは、通輸大臣は、申請に因りこれを裁定する。

3. 前項の規定による裁定に係る金額に不服り、ある者は、他の事業者に對し、裁量のあつたことなきつた日から六箇月以内に訴訟にてそり金額の増減を請求することができ、且し裁量のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

#### (附帯義務)

第三十條 通運事業者が十の物品の荷造、保管、仕分、保険契約の締結、代金の取立、立替その他の通運事業に通常附帶して行う業務については、第二十一條、第二十三條、

條、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。

#### 第三章 通運計算事業

##### (免許)

第三十一條 通運計算事業を經營しようとする者は人、法人又は法人格を持たない団体の何れであろうかを問わず、命令を受けるところにより、事業計画を立め通輸大臣の免許を受ける

存け出はならぬ。

一四

第三十二條 通運計算事業の免許には、第五條及び第六條の規定を準用する。

(通運計算事業の運営)

第三十三條 通運計算事業には、第七條乃至第十二條、第十四條、第二十一條、第二十七條及公第二十九條の規定並準用する。

(通運計算規程)

第三十四條 通運計算事業者は、命令の定めるところにより、通運計算規定を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも同様とする。

2 通運計算規程においては、少くとも計算契約、計算費その他の通運計算條件及公通運計算に關する事業者の責任に關する事項を定めなければならない。

(計算契約の拒絶禁止)

第三十五條 通運計算事業者は、左の場合を除いては、通運事業者の計算契約の申込を拒絶してはならない。

一 当該通運事業者か、通運計算規程を遵守しないとき。

二 通運計算に關し、特別の負担を求められたとき。

三 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当の事由のあるとき。

(通運計算の停止)

第三十六條 通運計算事業者は、左の場合を除いては、通運事業者の通運計算の停止並してはならぬ。

一 通運事業者か、通運計算規定に違反したとき。

二 通運事業者か、第十四條の規定により、事業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき。

3 通運計算事業者は、通運計算の停止をしたときは、命令の定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。

(計算契約の解除)

一五

第三十七條 重量計算事業者は、重量事業者との計算契約を解除をしようとするときは、命令の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

#### 第四章 許 理

##### (行政官庁)

第三十八條 行政官庁は、この法律の規定するところに従り、通星に因し、第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

行政官庁は、前項の監理をするに当つては、公共の福祉に及しない限り、企業の公正な競争を保証するとともに、私的独占を防止するうに努めなければならない。

第三十九條 この法律に規定する運輸大臣の职权の一一部は、政令の定めるところにより、二川直下級の行政官庁に委任することができる。

##### (免許等の條件)

第四十条 免許、許可又は認可には、條件を附することができる。

2 前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要が有るときは、これを要することができきる。

##### (外)

##### (外)

##### (調査及公職検査)

第四十一條 運輸大臣は、必要があると認めるときに、重量事業者、又は重量計算事業者に届葉に因し、届出をさせ報告をさせ又は書類を提出させることができる。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときには、当該官吏に重量事業者又は重量計算事業者の事業場その他の場所に臨檢し、事業の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は傾向させることができる。

3 前項の場合には、当該官吏は、その身分を示す証票を携帶しなければならない。

##### (謝 願)

第四十二條 これ法律又はこの法律に基いて定する命令に規定する事項につき行政官庁から命令に不服の者らは、訴願をすることができる。

#### 第五章 賞 判

第四十三條 第四條の規定に違反して重量事業者を經營した者は、これを一万円以下の罰金に處する。第十九條(第三十三條において準用する場合を含む)の規定に違反した者及び第三十一条の規定に違反して重量計算事業者を經營した者と同様とする。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、二札至五千円以下の罰金に処する。

一八

- 一 第七條第一項へ第三十三條において準用する場合を含む。一の認可を受けないで事業を譲り渡し、又は譲り受けた者。

- 二 第十四條へ第三十三條において準用する場合を含む。一の規定による事業の停止の处分に違反した者。

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、二札至三千円以下の罰金、拘留又は料料に処する。

- 一 第十條へ第三十三條において準用する場合を含む。)第十一條へ第三十三條において準用する場合を含む。)第十二條へ第三十三條において準用する場合を含む。)、第十八條、第十九條、第二十一條へ第三十條及び第三十三條において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項、第二十四條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項、同條第二項又は第三十七條の規定に違反した者。

- 二 第二十八條へ第三十條において準用する場合を含む。)、又は第二十九條第一項へ第三十條及び第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による处分に違反した者。

内

三 第四十條の規定により附した條件又はその條件に基いてした处分に違反した者

四 第四十一條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

五 第四十一條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六條 法人の代表者又は人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十三條乃至前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人にに対してと、各本條の罰金刑又は料料刑を科す。

第四十七條 通運事業者及び通運計算事業者は、左の各号の一に該当するとき二札至三千以下の料料に処する。

一 第八條の規定による届出を行つたとき。

二 第二十三條へ第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に基づいて発する命令に對してと、各本條の罰金刑又は料料刑を科す。

三 第二十七條へ第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に基づいて発する命令により許可を受くべき事項を、これを受けないでしたとき。

一九

四 第二十九條へ第三十三條において準用する場合を含むゝ規定に基いて處する命令に

小運届出・若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出・若しくは報告をしたとき。

五 第三十六條第三項の規定による届出を怠つたとき。

#### 附 則

第一條 この法律は、昭和二十五年四月一日から、これを施行する。

第二條 第二十一條の規定施行の期日は物価統制令が効力を失う日より翌日とする。

第三條 小運送業法は、これと廃止する。

第四條 旧法又は旧法に基いて整する命令によりした区分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定に準る場合には、この法律によりこれをしたものとみなす。

第五條 小運送業法第一條に規定する事業の全部の經營について免許を受けたにその事業を經營する者は、通運事業經營の免許を受けたものとみなす。

第六條 小運送業法第一條に規定する事業の一部の經營について免許を受けたにその事業を經營する者は、第二條に規定する事業中これに相当する事業の經營について、免許を受けたものとみなす。

第七條 この法律公布の日以前に第二條第四号に規定する事業を開始した者は又はその承継人

で同條の規定施行の際現にそく事業を經營する者は、同條の規定施行後三箇月以内に運輸大臣にその旨を届出をするときは、同條の規定施行の日から、この法律により、同條第四号の事業經營の免許を受けたものとみなす。

第八條 この法律公布の日以後に第二條第四号に規定する事業を開始した者で同條の規定施行の際現にその事業を經營する者は又はそく承継人は、同條の規定施行後三箇月以内に限り、その事業を經營することをできる。この期間内に免許の申請をするときは、免許又は免許の拒否の日まで同様とする。

第九條 第三十一條の規定施行の日以前に通運計算事業を開始し、現にそく事業を經營する者は、この法律施行後三箇月以内に限り通運計算事業を經營することができます。この期間内に免許の申請をするときは、免許又は免許の拒否の日まで同様とする。

第十條 この法律公布の日以前に道路運送法第十一條の規定により、小運送業のためにする貨物自動車運送事業經營に免許を受けた者は又はそく承継人で、この法律施行の際現にその事業を經營する者は、第十三條の規定による認可を受けたものとみなす。

第七條 財團等ニ係ク規定並行前にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同様の規定並行法と、全くそり効力を有する。

第八條 道路運送法ク一部を次クように改正する。

一 第十一條ク次に左ク一條を加へる。

(通運業者の特則)

第十一條の二 自動車を使用して通運事業を經營するニビク免許を受けた者又は通運事業法第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、命令の定めるところにより、主務大臣に届出をしたときは、こう法律による認可を受けたものと定めに付する貨物自動車運送事業者経営の免許を受けたものとみなし。

二 第二十一條ク次に左ク一條を加へる。

第二十一條クニ通運事業者ハ、通運事業法第十二條の規定により、前條に規定する事業計画を変更するニビク認可を受けたときは、こう法律による認可を受けたものとみなし。

三 第二十三條、第二十四條第一項第二号及び第二十五條中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。

6 内

者に改める

四 第二十八條の次に左ク一條を加へる。

(通運事業者の特則)

第二十八條の二 貨物自動車を使用する通運事業を經營しようとする場合において通運事業法第七條の規定により認可を受けたときは、前條の認可を受けたものとみなす。会社の合併又は解散についても同様とする。

第九條 事業者团体法ク一部を次クように改正する。

第七條第二号中「小運送業者」左「通運事業者」に改める。

第七條第八号ク次に「九 通運事業法第二十四條及公第二十九條第一項第二号」を加へる。  
第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律ク一部を次クように改正する。

第一條第二号中「道路運送法第二十三條及公第二十四條第一項第二号」を加へる。

第一條第八号ク次に「九 通運事業法第二十四條及公第二十九條第一項第二号」に改める。

第十一條 運輸省設置法の一節を次の様に改める

一 第六條第一項第二号中「小運送業」を「通運事業」に改める

二 第二号の次に次の一号を加える

二ノ二、通運計算事業に於ける基本的な料金に関する認可又は變更の命令

三 第六條第一項第八号を次の様に改める

通運事業及び通運計算事業の免許若しくは取消又は事業の停止



Number of Personnel Actually employed in  
Administrative Organs.

( As of Aug. 1949 )

Administrative Management  
Agency of Japanese Government

裏面白紙

A Personnel classified According to Ordinary grades,  
 Ministry of Postal Services, Ministry of Telecommunications, Agency of Industrial Science  
 and Technology, as of July 1.

Organs	Grades	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	ungr- -aded	Total
Prime Minister's Office (Office Proper)				5	17	27	32	52	93	143	156	233	418	744	132	6		2358
Statistics Commission				3		2	3	4	8	1	8	6	12	11	2			60
Fair Trade Commission				2	3	10	22	23	22	28	20	28	54	53	8	2		279
National Election Administration Commission				1	1	1		4	3	4	14	4	10	6	1			49
National Rural Police	Non-Policemen	1	7	17	67	102	460	1024	1465	2191	3239	4888	1642	569				15,677
National Rural Police	Policemen	2	14	34	59													109
Headquarters of Palace Guard	Non Guard								2	8	7	9	38	11	1	1		77
Headquarters of Palace Guard	Guard					1	2											3
National Fire Prevention Agency		1	2	1	1	3	7	13	10	18	25	12	18	2				113
Public office Qualifica- tions Appeal Commission		1	1	1	5	4	8	2	6	6	14	8	1					57
Foreign Exchange Control Commission		1		6	8	3	5	1	8	2	4	1						39
Imperial Household Agency		1	6	8	15	30	53	72	258	192	114	107	65	2	5			937
Special Procurement Agency		1	1	11	50	112	220	463	811	1186	1069	883	901	971	262	23		6966
Reparations Agency		1	2	8	8	11	24	29	8	15	19	19	27	6	3			178
Administrative Management Agency		1	2	1	5	4	2	3	3	7	10	12	10	2				62
Local Autonomy Agency		1	2	2	3	5	7	8	19	9	8	18	19	2	1	1		104
Prime Minister's Office Total		1	8	53	132	269	912	248	1544	2695	2994	3541	4860	6836	2363	610	2	27068

- 1 -

Attorney - Generals office (Office Proper)	3	2	22	27	45	94	351	1182	1233	979	1327	2,138	3,288	1,678	357		12,726	
Procurator's office					8	32	118	542	856	905	1,129	1,789	1,280	659	395		7,913	
National Offenders Prevention and Rehabilitation Commission			2	3	9	16	30	117	81	66	66	129	140	52	24	19	754	
Judicial Examination Administration Commission																		
Attorney - generals office Total	3	2	24	30	62	142	499	1,841	2,170	1,950	2,522	4,056	4,908	2,389	776	19	21,393	
Ministry of Foreign Affairs	1	2	25	18	77	139	112	237	185	177	150	201	163	-65	16		1,570	
Ministry of Finance (Ministry Proper)	1		15	33	130	301	551	858	1,588	1,695	1,750	2,670	2,905	206	291		12,694	
Securities and Exchange Commission			1	2	4	5	13	3	16	18	21	25	27	4			139	
Tax Administration Agency			14	20	50	47	50	64	199	2,36	613	1,524	2,427	533	1,196	6	6,919	
Mint Agency			1	6	8	19	27	88	240	515	328	304	418	70	17		2,041	
Printing Agency			1	4	22	30	55	280	1,110	2,044	1,706	2,227	1,563	27	20	52	9,141	
Ministry of Finance Total	1		32	65	214	402	696	1,293	3,153	4,508	4,418	6,750	6,840	1040	1,524	58	30,994	
Ministry of Education (Ministry Proper)	1	1	14	34	67	158	169	199	299	275	348	271	307	26	51		2,220	
National Schools	18	316	886	1,335	2,417	2,617	3,151	4,630	7,299	6,601	7,414	7,173	5,983	1,951	697		51,988	
Ministry of Education Total	19	317	900	1,369	2,484	2,775	3,320	4,829	7,598	6,876	7,762	7,444	6,290	1,977	748		54,208	
Ministry of Welfare (Ministry Proper)	1	30	97	238	506	769	903	1,329	2,927	7,132	18,197	4,946	4,961	435	240		37,711	
Repatriation Relief Agency	1	1	6	26	45	105	201	268	442	776	703	982	1,102	138	8		4,804	
Ministry of Welfare Total	2	31	103	264	551	874	1,104	1,597	3,069	7,908	13,900	5,928	6,063	573	248		42,515	
Ministry of Agriculture and Forestry (ministry Proper)	1	2	15	111	237	805	1,481	1,972	3,701	4,706	5,273	6,854	5,170	620	110		31,057	
Food Agency			1	2	23	63	202	598	1,932	6,675	6,354	5,836	7,692	2,988	412	160		32,738
Forestry Agency			1	8	49	115	388	1,319	1,342	3,023	3,242	9,115	6,858	4,648	515	199		25,822

Fisheries Agency	3	9	21	35	50	82	77	144	189	240	227	241	30	9	5	1,372	
Ministry of Agriculture and Forestry Total	1	7	34	214	450	1,245	3,480	5,323	13,543	14,491	15,463	21,631	12,847	1,577	278	5	90,989
Ministry of International Trade and Industry (ministry proper)	1		19	52	163	526	840	1,062	1,743	2,379	2,675	2,375	2,993	530	64		15,422
Resources Agency	1		9	26	58	124	158	225	239	322	403	271	372	161	11	7	2,387
Agency of Industrial Science and Technology	1	13	42	96	137	126	169	410	665	752	767	864	220				4,262
Patent Agency	1	4	10	30	24	30	47	60	51	63	80	103	20				623
Smaller Enterprises Agency	1	1	3	4	4	9	15	19	19	9	12	15	4	1			116
Ministry of International Trade and Industry Total	2	3	46	133	351	815	1,163	1,518	2,471	3,436	3,902	3,505	4,327	935	76	7	22,710
Ministry of Transportation (ministry Proper)	1	2	40	111	210	733	1,237	1,294	2,659	3,920	3,637	2,354	1,834	211	111	99	18,255
Marine Labor Relations Commission				2	8	7		3	7	2	4	10	1				44
Maritime Safety Agency	1	10	35	44	125	295	313	348	544	697	730	752	158	14	7		4,073
Marine Accidents Inquiry Agency	1	2	8	10	4	8	3	1	4	7	11	9	5				73
Ministry of Transportation Total	1	6	52	154	266	870	1,547	1,610	3,011	4,475	4,123	3,099	2,605	375	125	106	22,945
Ministry of Postal Services	1	1	17	72	206	1,406	8,485	18,789	25,888	48,435	64,493	67,023	40,880	42,38	403		280,339
Ministry of Telecommunications (ministry Proper)	1	2	18	70	195	1,013	2,289	11,501	13,543	24,621	25,441	33,201	35,886	3,481	349		151,571
Radio Regulatory Agency				1	3	24	63	99	198	336	636	815	535	413	27	35	3,185
Aeronautical Aids Agency				1	1	7	26	21	86	116	268	316	171	87	7		1,097
Ministry of Telecommunications Total	1	2	20	74	226	1,102	2,409	11,785	13,995	25,515	26,572	33,907	36,366	3,515	384		155,873
Ministry of Labor (ministry Proper)	1		12	28	91	424	979	1,197	2,370	3,316	3,074	3,471	4,789	883	636		21,271
Central Labor Relations Commission				3	8	8	5	1	8	24	9	13	17	3	2		101
Public Corporations Arbitration Commission						3			3	3		2	1				12

National Railways Central Mediation Commission						2	~	1		1	1	1	1				7
Monopoly Public Corporation Central Mediation Commission								2	~	1	1	1	1				7
National Railways Local Mediation Commission						1	5	2	7	6	3	4	7	3			37
Monopoly Public Corporation Local Mediation Commission								2	1	2		2	7	1			15
Ministry of Labor Total	1		12	31	99	438	789	1,203	2,391	3,353	3,088	3,491	5,023	890	638		21,450
Ministry of Construction	1	1	16	56	88	220	524	850	3,101	2,921	2,116	1,729	668	136	5		12,432
Economic Stabilization Board (Board Proper)	1		9	37	64	188	144	118	138	115	120	151	143	19	29		1,316
Price Agency		1	8	11	25	50	72	86	77	113	115	126	172	38	4		900
Economic Investigation Agency		1	27	57	43	9	16	30	71	107	231	416	471	110	50	17	1,656
Foreign Investment Commission																	
Economic Stabilization Board Total	1	2	44	105	132	247	232	234	288	375	466	693	786	167	83	17	3,872
Grand Total	36	382	1,378	2,719	5,477	11,287	25,108	62,653	83,858	127,414	152,536	169,320	134,622	19,740	6,174	214	787,858

B Personnel classified According to Special Grade Scales.

1 Personnel for tax Collections & Economic Investigations

Organs	grades	9.	8	7	6	5	4	3	2	1	ungr- aded	Total
Tax Administration Agency		38	556	1,135	1,785	3,241	5,913	7,616	17,109	16,547	6	53,987
Economic Investigation Agency		53	142	555	754	497	500	353			37	2,891

2 Police Officers, Maritime Safety Officers (specified by N.P.A rule) & Personnel in Prisons.

Organs	grades	8	7	6	5	4	3	2	1	ungra- ded	Total
National Rural Police			178	741	1,649	5,018	6,056	9,294	6,815		29,751
Headquarters of Palace guard				11	55	67	137	218	393		881
Attorney General's Office		65	128	728	705	1,612	2,803	4,505	5,309		15,155
Maritime Safety Agency			20	33	59	92	103	88	167		562

Remarks : -

Those above the rank of Chief Inspector are listed in list A according to Ordinary grade scale.

- 5 -

## 3 Seamen

Organs	Grades												ungr- aded	Total
	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
Ministry of Transportation	4	7	12	44	56	104	184	128	215	108				862
Maritime Safety Agency	3		21	81	145	283	60	482	1072	389	3	7	7	2946
Fisheries Agency		7	6	14	28	26	33	36	56	30				236
Ministry of Telecommunications	1	2	6	15	23	23	63	40	120	42				335

## 4 Procurators

Organs	Grades												Total		
	Special	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
Attorney General's Office		1	5	14	10	11	13	9	1	1				65	
Procurator's Office	Procurator	Deputy General Procurator	Chief Procurators Tokyo Higher Procurators Office	Chief Procurators in other office											
	1	1	1	1	7	7	48	51	149	73	92	115	72	55	692
	Assistant Procurators														
	Special	1	2	3	4	5	6	7	8				Total		
		11	94	204	126	59	22							516	
National Offenders Prevention and Rehabilitation Commission	Procurators														
	Special	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	Total	
		1	6	4	2	1								14	

- 6 -